

第6回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	参考資料3
平成21年11月16日	

利用者負担と質の確保について

09.11.16 椋野美智子

1 利用者負担について

保育費用の利用者負担は平均で40%、医療の15%、介護の7%と比較して格段に高い水準です。また、所得の高い人では100%自己負担となっています。これは、医療の30%、介護の10%に比べて極めて高いというだけにとどまらず、児童の養護は本来親が行うべきであり、それができない例外的な場合（保育に欠ける場合）に公的に行うものであること、したがって、その費用は本来児童を養護すべき親が全額負担すべきであるが、負担能力が充分でない場合に、負担能力に応じて公的に費用負担するとの哲学がうかがわれます。しかし、保育も医療や介護と同様、普遍的に国民に保障すべきサービスであり、所得にかかわらず、誰でもが大きな負担感なく一定率の負担で利用できるようにすべきだと考えます。もちろん、低所得ゆえに利用できない事態が生じないよう、低所得者に対して減免措置を講ずることは当然です。

残業時間に対応する保育サービスについて、低所得で長時間勤務を余儀なくされている親に通常の時間より重い利用者負担を課すようなことはすべきでないと考えます。通常時間と異なる費用負担を考えるのであれば、財源を事業者拠出に求め、残業の多い事業者は拠出率を引き上げるなどのインセンティブにより働き方の見直しを進めては如何でしょうか。

また、風邪などやむを得ない理由でサービスを利用しなかった場合に利用者負担を求めることは、いわば100%キャンセル料を求めるようなものですが、一般の営利事業においてもやむを得ない場合にそこまでの負担を求めることは少ないように思います。事業者の経営の安定を保障する事業者への報酬のあり方と利用者負担のあり方は一応切り離して考えるべきでしょう。

2 保育サービスの質について

(1) 保育従事者資格について

認可保育所でさえ、保育に従事している者がすべて保育士というわけではありません。まして、認可外保育所や家庭的保育、集いの広場、ファミリーサポートセンター、ベビーシッターなどには保育士以外の者が多く従事しています。新しい仕組みで保障される保育サービスに従事する者はすべて、一定の保育研修を受けた者とすべきだと考えます。現行の保育士資格取得の実務経験ルートにおいては児童福祉施設での経験しか認めていませんが、研修終了後多様な保育サービスに従事した者が試験を受けて保育士資格を得るルートを設けるべきです。

これにより、例えば、特段の専門的職業能力をもたないひとり親家庭の母親が「集いの広場」に通うことにより、そこでの仕事を手伝い始め、やがてキャリアを積んで保育士資格を得、専門職業人として自立していく、というようなルートも可能になるのではないのでしょうか。

(2) 保育士の配置基準について

保育所は11時間開所を前提としているにもかかわらず、保育士の配置基準は8時間を前提として定められているので、実態にあった配置基準となるように見直すことが必要だと考えます。

(3) 認可外保育所について

認可外保育所の質の向上と利用者間の公平のため、認可基準は満たしていなくても一定の質が担保された認可外保育所を待機児童が利用した場合には費用保障の対象とする仕組みが必要だと考えます。

3 最低基準の地方移譲について

現行制度のまま、最低基準を地方に移譲することは基準の切り下げにつながるおそれがありますので、委譲は財源が保障された新たな保育の仕組みの創設と同時とすべきだと考えます。また、仮に自治体において条例で国の標準や基準と異なるものとすることを認める場合には、現場の実情を踏まえたものとなるよう、当該自治体の利用者、事業者、子育て支援関係者、専門家などで構成される委員会で検討する仕組みが必要だと考えます。